

労働運動の社会的役割と今日的課題



法政大学大原社会問題研究所教授

いがらし じん
五十嵐 仁

はじめに——

「(震)災後」社会における 労働運動の環境変化

昨年ほっぽつの3月11日、東日本大震災が勃発し、2万人弱の方が犠牲になった。この「3.11」によって、日本社会は大きく様変わりした。「戦後」と同じような意味で、「(震)災後」という言い方も生まれている。

昨年における変化は、それだけではなかった。国際社会においても、「アラブの春」から始まって「ウォール街占拠（OWS）運動」や「99%運動」とも称される民衆運動が世界を席卷し、大きな政治的社会的変動を引き起こしている。

このような国内外における激動は、政治や社会のあり方に影響を及ぼしただけではない。人々の心の有り様や気持ちの持ち方も変わった。日々の生活のあり方、個々人の生き方や人生観にまで微妙な変化を呼び起こしつつある。

昨年の日本と世界に生じた出来事を踏まえ、このような客観的状況の変化の意味を正しく認識することが、労働運動の社会的役割と課題を考えるうえでの前提条件となろう。そして、それを今後

の政治や社会の前進的な変化にどう結びつけていくのが問われることになる。

慶応大学の小熊英二教授は、脱原発デモへの取り締まりや報道のあり方について、「原発デモには、組織による動員も思想の強制もない。ネットは伝達手段にすぎず、個人は自由に集まっているだけだ。警察と政治家と大手メディアは、認識が時代の変化についていけない」と指摘している（『東京新聞』1月21日付）。「認識が時代の変化についていけない」のは、「警察と政治家と大手メディア」だけなのだろうか。

アジア・太平洋戦争での敗戦によって訪れた「戦後」は、日本における労働運動の枠組みとあり方を大きく変動させ、戦後労働運動の革命的高揚を生み出し、数々の成果をもたらした。もし、東日本大震災が「災後」として位置づけられるほどの衝撃を日本社会に及ぼしたとすれば、それもまた運動の高揚や成果に結びつく可能性がある。

もちろん、「戦後」と「災後」とは同じではなく、それがもたらした影響や転換の内容も異なっている。とはいえ、東日本大震災と原発事故が、時代を画するかもしれない大変動に結びつく要素も皆無ではない。それを労働運動の分野でどう実現していくかが、「災後」のわれわれに問われて

いるのではないだろうか。



労働組合の存在感の低下と 存在意義の増大

昨年12月に発表された労働組合基礎調査の速報によれば、2011年の労働組合組織率は18.4%で、前年より0.1ポイントの微減となった。組織率は1995年以降一貫して低下を続けてきたが、2009年には18.5%と持ち直し、翌10年も18.5%となって下げ止まった。2011年も18.4%だったので、ここ数年は横ばいを続けていることになる（図表1参照）。

しかし、昨年は注目すべき変化があった。それは労働組合員の実数が1000万人を下回り、996万人となったことである。これは47年ぶりであり、94年に比べれば2割以上減少したことになる。

労働組合員の実数が減少したにもかかわらず組織率がほとんど変化しなかったのは、分母となる雇用者数も減っているからだ。これは、1995年をピークに生産年齢（15～64歳）人口が減り続けていることの反映でもある。さらに言えば、2007年以降、日本の人口が自然減を続けていることの間接的な反映でもあろう。

このような変化は、日本の社会を支える力が弱まっていることを示している。働く人々の数やその団結の中核となるべき労働組合員が共に減少していることは、日本社会が衰退に向かっていることの一つの現れと見ることもできる。

このように、日本の労働組合の組織率から言えば、日本社会における労働組合の存在感や発言力は、70年代中葉以降、傾向的に低下してきた。しかし、それにもかかわらず、労働組合と労働運動の存在意義や価値は増大している。それに伴っ

て、労働組合が取り組むべき課題も多様化し、その役割は高まっているのである。

労働組合員の数を、画期的に増やさなければならぬ。「災後」において、労働組合の組織化の必要性は高まっている。同時に、それをめぐる条件が拡大し、新たな可能性も生まれている。

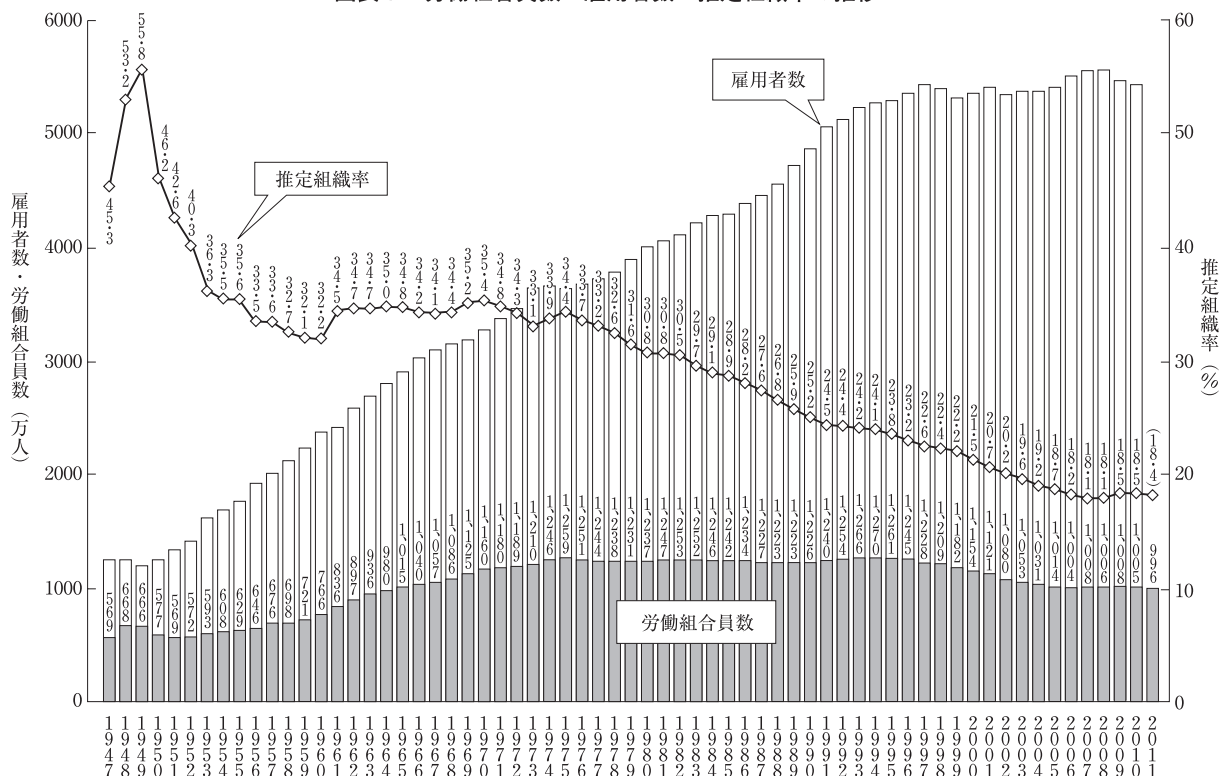
昨年の漢字が「絆^{きずな}」となったように、連帯と助け合いを求める人々の意識が強まった。若者の間でも、社会の役に立ちたい、困っている人を助けたいという願望が高まった。これらの意識は、直ちに労働組合へと繋がるものではないかもしれない。しかし、労働組合を受容する社会的土壌を広げるものであり、働く人々の連帯と助け合いを本旨とする姿を示すことができれば、労働組合へといざなうこともできるだろう。

そのためには、働く人々はもちろん、幅広い国民の要求を代弁し、その実現を求めて運動することが必要であり、その姿が多くの人に見えるようにしなければならない。このような労働運動の拡大と可視化によって、労働組合の姿を幅広く知らしめることである。そのことを通じて、労働組合とは一部の^{ようご}人々の既得権益を擁護するだけの守旧的団体ではないということを理解してもらわなければならない。

同時に、運動への取り組みと並行して、組合員を増やすための独自の目標と特別の体制を組む必要がある。社会意識の変化を組織化に結びつけるためには、そのための取り組みと努力が求められている。ユニオン・ショップなどで自動的に組合員になった人に対しても、労働組合への理解を深め、自覚的積極的に活動に参加してもらうためには、独自の組合員教育が必要である。また、組織の維持という点では、後継者を育成して世代交代を進めることも重要である。

労働組合に入るということは、部分的には、そ

図表1 労働組合員数・雇用量数・推定組織率の推移



(注) 単一労働組合（下部組織のない単位組織組合と下部組織を持つ単一組織組合の本部を含めた組合員数）の数値。1947年～52年は単位労働組合（単位組織組合と単一組織組合の最下部組織）の組合員数。推定組織率は労働組合員数を労働力調査の雇用量数で除したもの（各年6月30日現在・40年代を除く）。2011年は震災の影響で岩手、宮城、福島雇用量データが得られないため雇用量数非表章、推定組織率は3県を除く参考値。
(出所) 厚生労働省「労働組合基礎調査」。

これまでの生き方を変えることでもある。人によっては、人生をかけた選択を迫ることになるかもしれない。十分な理解が得られるように説得する人がいなければならない。働きかけに当たっては、組合幹部の発想を転換させ、「災後」の意識変化を的確に把握してマンネリに陥らないような工夫が必要であろう。

3.11の「災後」における新たな緊急課題

今日において労働組合が取り組むべき課題には、以前から解決を迫られている継続的な課題と、昨年の被災によって生じた緊急の課題とがある。新自由主義的構造改革と規制緩和などによって、しばらく前から貧困は蓄積され格差は拡大していた。被災する前から、労働と生活は危機に瀕していたのである。そこに大震災と原発事故が襲い、日本社会は大きな困難に直面することになった。

特に、被災の中心となった東北地方では、新自由主義による継続的で緩慢な破壊におおいかぶさるようにして、震災と津波、原発事故による放射能被害という突発的で急激な破壊が襲いかかった。

構造改革や三位一体の改革、「平成の大合併」などによって、「(震)災前」の地域と社会は災害に対して脆弱化していたのである。放射能被害が「人災」であることは明らかだが、大震災による被害もまた「天災」のみならず「人災」によって増幅されたという事実を忘れてはならない。

このような甚大な被災に対して、労働組合は救助・救援活動に取り組み、復旧・復興に向けてのボランティア活動を展開した。生活と営業、就業の再建に向けた、このような復旧・復興支援の活動は引き続き取り組まなければならない。これは「災後」において労働組合が担うべき第1の緊急課題である。

大震災の被災にともなう第2の緊急課題は、被災地における雇用の維持と創出である。大震災を理由とした解雇、派遣切りや雇い止めを防ぎ、働

く場を確保しなければならない。失業手当受給期間の延長によって、仕事に就くまでの間、生活が維持されるようにすることも必要であろう。

第3に、労働条件の低下防止と新たな就業に向けての支援である。被災地では、土木・建設業などを中心に復旧・復興需要が高まり、今後、徐々に景気が回復してくる可能性がある。このような条件を生かして、低賃金・長時間労働を減らして質の良い仕事を増やすために労働組合は働きかけを強めるべきである。また、被災地の農業、漁業、商業は甚大な被害を受けた。その再建を援助するとともに、転職を希望する人々への雇用の確保や職業訓練なども求めていくべきだろう。

震災からの復興については、先ず自らの努力が大切だという自助論によって公的責任を曖昧にする論調がある。また、宮城県などで進められている特区構想、農地や漁港の集約化も新自由主義型の復興ビジョンだと言うべきだろう。今が「チャンス」だということで、勝手に上から描いたビジョンを地域に押しつけるようなことは極力避けるべきであり、大震災を「好機」とする「ショック・ドクトリン」(ナオミ・クライン)の発動に対する警戒を怠ってはならない。

憲法第25条は「健康で文化的な最低限度の生活」の保障を定めている。これを踏まえた新福祉国家型の復旧・復興こそが構想されなければならない。被災者の要求や都合を最優先に、コミュニティの維持・再建、生産手段の取得による生業の回復を実現することが必要である。東日本大震災においても、新自由主義型復興と新福祉国家型復興との二つの道の対決が存在しているのであり、前者ではなく後者の道を実現するために労働組合は力を尽くさなければならない。

労働組合にとっての 脱原発課題の意味

3月11日に勃発した福島第一原子力発電所の過酷事故は、労働組合や労働運動にとっても、そのあり方が問われる大きな問題を提起した。とりわけ連合に対して、この事故は深刻な反省を迫るものだった。というのは、会社と一体となって原発推進の立場に立つ東電労組や電力総連を傘下に置き、しかも連合自身、原発の推進に向けてエネルギー政策の舵^{かじ}を切ったばかりだったからだ。

また、連合は民主党を支持しているが、その民主党も2010年6月に「エネルギー基本計画」を策定し、原発を積極的に推進する立場へと転換していた。その直後に、福島第一原発での未曾有^{みそ}の事故が発生したのであった。

電力総連は原発事故発生の前年である2010年9月に開かれた第30回定時大会で、「プルサーマルの推進、核燃料サイクルの確立を含め、原子力発電の推進は、エネルギー安定供給、地球環境問題への対応の観点において、極めて重要な課題」だとして、「私たちは、労働組合の立場から労働界をはじめ国民各層への理解活動を強化していかなければなりません」との方針を打ち出していた。電力会社と一体どこが違うのか、と言いたくなるような方針である。

このような傘下単産による「理解活動」の効果もあって、連合は2010年8月19日の中央執行委員会で「エネルギー政策に対する連合の考え方」を採択し、原発推進へと舵を切った。そこでは、化石エネルギー、原子力エネルギー、再生可能エネルギーの「ベストミックスの推進」を図るとし、「現在計画中の原子力発電所の新增設については、

……これを着実に進める」としていた。「ベストミックス」という言葉は、民主党政権による「エネルギー基本計画」にも登場するキー・タームである。

その半年後、未曾有の原発震災が福島を襲い、このような路線を維持することは不可能となった。連合は2011年4月20日の中央執行委員会で、原子力エネルギーを推進する従来の政策を「凍結する」として棚上げし、10月の定期大会で「中長期的に原子力エネルギーに対する依存度を低減していき、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会をめざしていく必要がある」との方針を打ち出すことになる。

しかし、「凍結」では不十分であり、再稼働を認めるなどというのはとんでもない。原子力発電に依存する社会のあり方やエネルギー政策からの転換を明確に打ち出し、労働組合はそのためにイニシアチブを発揮すべきだろう。それは連合とその傘下組合だけでなく、全ての労働組合が共同して取り組むべき最重要課題となっている。

原発の職場は常に放射能による被ばくの危険と隣り合わせで、最下層における被ばく労働を前提にして成り立っているシステムである。そのような危険に満ちた労働から働く人々を守ることは、労働組合としての当然の責務であり、原発で働く人々の安全と健康を守るために、本来、労働組合こそが原発労働に異議を唱えるべきだったのだ。

今なお、福島第一原発の放射能漏れの防止と沈静化のために必至で働いている労働者を守り、二度と再び、このような危険な作業が必要とされないようにするために、全ての原発を廃止しなければならない。目指すべきは、アンチ・ニュークリア（反核・脱原発）国家であり、核兵器の開発に反対し、原子力発電への依存から脱却する方向性を明確にするべきである。

「福島の教訓」を踏まえ、連合は原発推進に一度は転じてしまった誤りを深く反省しなければならない。すでにその方向を明確にしている全労連とともに、エネルギー政策の転換に向けて、ナショナルセンターの枠を越えた共同の取り組みを進めるべきだろう。昨年9月の集会では、傘下組合において部分的にこのような協力・共同が実現した。この方向での運動を拡大していくこともまた、今日における労働組合にとっての緊急課題なのである。

日本の経済と産業の担い手 として社会の崩壊を防ぐ

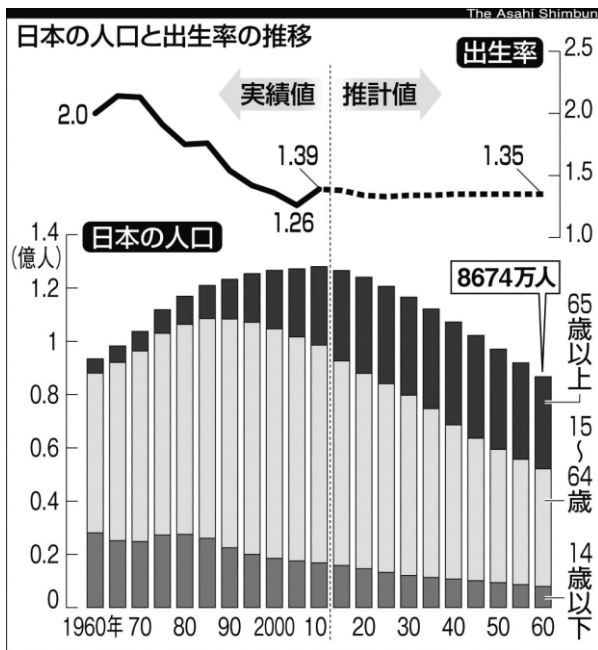
東日本大震災と原発事故とともに、今日の日本の経済と産業、そして社会は大きな困難を抱え込もうとしている。これを阻むことも緊急の課題である。日本の経済と産業の担い手として、労働組合は社会の崩壊を防がなければならない。

日本社会が抱え込もうとしている大きな困難とは、消費税の税率引き上げと環太平洋経済連携協定（TPP）への参加問題である。これらの問題は昨年の後半から急浮上してきた政治課題であり、ここには以下のような共通する問題がある。

第1に、政権交代に際して約束された民主党のマニフェスト（政権公約）に違反しているということである。2009年の総選挙に際して明らかにされたマニフェストでは、消費税の増税についても、その後急浮上したTPPの問題についても、全く触れられていなかった。

このようなマニフェスト違反は国民に対する約束違反であるというだけでなく、政権交代に託した国民の期待を真っ向から裏切るものであり、厳しく批判されなければならない。

図表2 日本の人口と出生率の推移



(提供) 朝日新聞社

第2に、国民に対する説明抜きに海外で約束し、「国際公約」をタテに反対論を押し切ろうとしていることである。いずれも、外国での発言によって既成事実化が図られてきた。

野田首相は、2011年11月にG20（主要20カ国・地域）首脳会議に出席した際、消費税を2010年代半ばまでに10%に引き上げることを「国際公約」として表明した。また、今年のダボス会議に対しても、「消費税引き上げを含む改革を必ずや実現する」と強調し、改めて「国際公約」とした。

TPPについても、ハワイでのアジア太平洋経済協力会議（APEC）に出席した際、オバマ大統領との日米首脳会談において、野田首相は交渉参加に向けての協議に加わるとの方針を伝え、「すべての物品・サービスを交渉テーブルに載せる」と約束したと報じられた。この発言は後になって否定されたが、米側の報道では取り消されていない。

第3に、そのような政策が実行された場合の予想される結果について十分な検討も説明もなされていないということである。

消費税については、税制改革が消費税の増税論にだけ絞られ、それが中・長期的に税収増をもたらすことになるのか、社会保障財源の安定や社会保障の拡充に結びつくのか、財政再建に役

立つことになるのか、所得の再分配による貧困の解決や中間層の所得増などに資するのか、などの懸念や疑問には全く答えられていない。

同様に、TPP参加問題についても、日米構造協議から始まり、日米投資イニシアチブ、年次改革要望書へと連なる市場開放要求の今日的な現れであり、アメリカ好みの社会改造によって、農業の壊滅、「非関税障壁」としての国内慣行の破壊、ISD条項（投資家対国家間の紛争解決条項）の導入による訴訟の乱発などを通じて日本市場がこじ開けられ、アメリカ企業によってシャブリ尽くされてしまうのではないかと、などの懸念や疑問にも全く答えられていない。

大震災と放射能被害に加えての消費増税、TPP参加、復興増税というトリプルパンチによって、農業・漁業は壊滅し、小零細企業の破綻、地方・地域の崩壊が進むことになろう。生活苦の増大→消費の減少→地方の荒廃→国内市場の縮小→景気悪化→さらなる生活苦の増大という「悪魔のサイクル」が、「失われた20年」に引き続いて、再び始まる可能性が高い。

これらの消費増税やTPP参加問題は労働運動にとっての独自課題というわけではない。国民各層と共通する政治的な課題である。そうであるが故に、共同の取り組みが重要となる。消費増税の問題では大きな影響を受ける商工業者など、TPP参加問題では農業団体や医療関係者などの運動との連携が図られなければならない。

労働組合は、地域における組織された社会的勢力であり、そのような力を有効に発揮することが求められている。政策・制度をめぐる中央段階での取り組み、政党や議員などへの働きかけも必要だが、働く市民としてのそれぞれの労働組合員が、生活する場において地域の民主的団体と共にこのような運動に自覚的に取り組むという主体的

で自発的な姿勢が大切であろう。

人間らしい働き方(ディーセントワーク)を実現する

1月30日に国立社会保障・人口問題研究所が公表した2060年までの将来推計人口は大きな衝撃をもって迎えられた。50年後の日本の総人口は3割減となって8674万人になるとの見通しを明らかにしたからである(図表2参照)。また、生産年齢人口も50年後には4418万人に半減する。このような見通しの背後にあるのは、出生数の減少である。

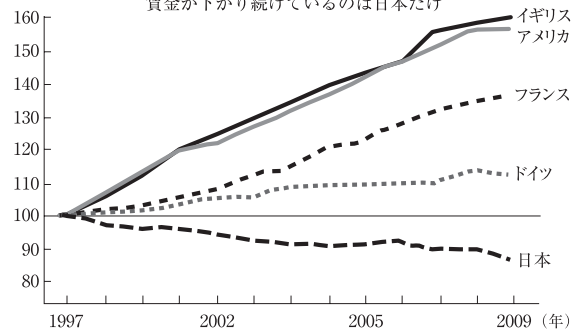
産まれてくる子どもが減少しているのは、子どもを「産まない」からではなく、「産めない」からである。高齢になってから出産する晩産化や子どもを産まない無産化の背景には、非正規化の進展や雇用への不安、賃金の低さや収入の少なさ、長時間労働や過密労働などの問題が横たわっている。子どもを産んで育てられるだけの条件が揃っていないために、出産をためらい、子どもを産むことができない。

このように、日本社会が直面している「諸悪の根源」は労働現場での働き方(働かせ方)にある。したがって、この問題を解決するためにも、労働組合は大きな役割を果たすことが期待されている。そのためには、国際労働機関(ILO)が目標としている人間らしい働き方(ディーセントワーク)を実現することが必要であり、具体的には、①雇用の維持、②賃金の引き上げ、③労働時間の短縮、④安心できる社会保障という4つの課題を達成しなければならない。

第1の雇用の維持とは、働く意思と能力があれば誰にでも働く場と機会が保障されることであ

図表3 民間企業労働者1人当たりの賃金の推移

賃金が下がり続けているのは日本だけ



(注) 1997年=100とした指数。

(出所) OECD "Economic Outlook (2010.5)"。

る。現代社会において雇用形態が多様化することは避けられないが、それが雇用の切断を生み出すようなことがあってはならない。

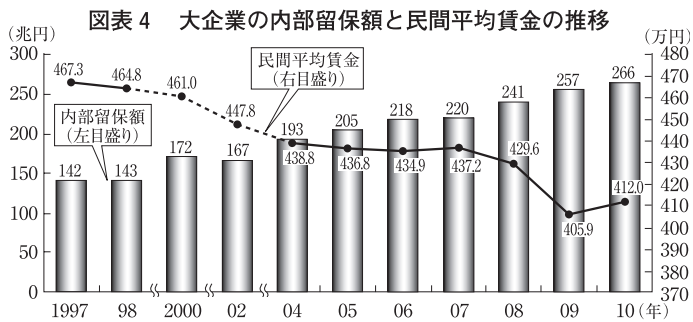
今日、人々の働き方が多様化しているのは事実であり、個々の労働者の事情や希望に応じて様々な働き方ができるのは大切なことである。しかし、同時に、たとえ働き方は様々でも働くこと自体はきちんと保障されなければならない。

労働とは、本来、直接的な雇用関係の下で、期限のないものでなければならない。間接・有期雇用は臨時・例外とし、直接・無期という雇用の原則を確立することが必要である。労働者派遣法の抜本的改正によって、間接雇用になっている派遣労働者の処遇を改善し、有期労働法の制定に当たっては、その適用を厳格に定める「入り口規制」を導入すべきであろう。

また、正規労働と非正規労働のような雇用形態による処遇の違いも、平等なものへと是正されなければならない。両者の処遇を接近させ、違いは労働時間の長さだけにし、どのような働き方でも処遇が公平であるようにすることが不可欠である。

第2の賃金の引き上げとは、普通に働けば普通の生活を送れるだけの収入が得られるようにすることである。日本の労働者の働き方で最もおかしいところは、働いているのに生活できないということだ。普通に働いても生活できない「ワーキングプア」がいかに異常な働き方であるかをきちんと認識しなければならない。

賃金引き上げのためには、春闘などでの産業や職場での賃上げ交渉が重要である。1997年に比べて労働者の収入が低下し続けているのは、先進国



(注) 内部留保額は年度、民間平均賃金は年。
 (出所) 内部留保額は「2012年国民春闘白書」、民間平均賃金は国税庁「民間給与実態統計調査」から。

の中で日本だけである(図表3参照)。その分を大企業は貯め込み、内部留保は266兆円にも膨らんだ(図表4参照)。この一部は、本来、正当な取り分として労働者が手にするべきものだったのである。

また、国や自治体から民間事業者への公共工事や委託事業等における低価格の契約・発注に歯止めをかけ、工事やサービスの質を確保するための「公契約運動」も重要である。公契約法や条例を制定させることで、公共工事や委託事業に従事する労働者の賃金・労働条件を適正に定めることを義務づけ、受注先企業の経営悪化や労働者の賃金・労働条件の低下を防ぎ、地域経済の活性化をすすめる必要がある。

さらに、賃金水準全体の底上げを図るために、早急に1000円の最低賃金を実現することも重要である。この他、賃金の男女間格差、正規と非正規労働者との格差を是正する取り組みも忘れてはならない。

第3の労働時間の短縮とは、働く人の健康を破壊せず家庭生活を阻害しない適正な労働時間を実現することである。働くのは生きるためであり、働きすぎて死ぬなどということがあってはならない。長時間の過密な労働による過労死・過労自殺が存在することは日本労働運動の恥であり、労働組合の存在意義と役割が根本的に問われているとの自覚を持つ必要がある。

早い時間に家に帰れなければ、家事に従事することなどできない。労働時間は家事労働の分担を可能にするようなレベルに短縮されなければならない。労働時間を短縮すれば、過労が防げるだけでなく、ワークシェアリングによって新たな雇用を生むことができ、政治活動や社会的な活動の時

間を保障することもできる。健全な市民社会の育成と存在にとって、労働時間の短縮は不可欠である。

労働基準法第36条を改正し、たとえ労使協定を結んでもこれ以上の時間は働かせてはならないという労働時間の上限を定めなければならない。欧州連合(EU)のように、仕事の退勤から出勤までに11時間の連続した休息時間を取らなければならないという規制を採り入れるのも有効だろう。産業医の権限を強めて過労死を防ぎ、労働基準監督署の監督官の増員と監督強化によって長時間労働と不払い(サービス)残業を一掃しなければならない。労働組合としては、有給休暇の完全取得に取り組むべきだろう。

人間的な暮らし、生物としての生存を脅かすような働き方は社会を破壊する。人間らしい働き方(ディーセントワーク)を実現するためには、労働組合がもっと力を持たなければならない。職場のあり方や働き方を、人間にふさわしい適切なものとなるように規制し、基本的な労働基準を実現していくことが必要である。

安心して働き生活できる社会 (新福祉国家)を構築する

労働組合が取り組むべき第4の課題は、新たな福祉国家に向けての安心できる社会保障の実現である。日本的雇用慣行が崩れ、セーフティネットの担い手は企業から行政へと変化した。反貧困ネットワークの湯浅誠事務局長が言うように、「男性正社員の片働きで家族を扶養するという『日本型雇用システム』が崩れ、セットになっていた『日本型福祉社会』モデルではカバーできない領域が増大した」(『毎日新聞』1月20日付)の

だ。

これまで労働組合は、労働者のためのものであった。しかし、働く人々が増え、働き方が社会問題を生み出している今日において、労働組合が果たすべき役割は、国民的なレベルにまで拡大してきている。そのために、新自由主義に抗して新福祉国家を実現することは、現代の労働組合にとっての国民的な課題となっている。

全労連は2010年7月に開かれた第25回定期大会で「2010～2011年度運動方針」を採択し、「雇用と社会保障を柱とする『福祉国家』をめざす運動の発展を追求する」との方針を採択した。労働組合ナショナルセンターとして、画期的な方針提起だったといえる。

他方、連合は2010年12月2日の第59回中央委員会で、「働くことを軸とする安心社会」を打ち出した。これは、「働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型の社会」を目指すものである。

全労連と連合が掲げている目標には、それほど大きな違いがないように見える。安心して働き生活できる社会（福祉国家）の実現という点でも、両者の共同行動が可能なのではないだろうか。労働の規制緩和に対する異議申し立てにおいて部分的に実現した「同時多発的行動」が、社会福祉的課題においても実現することを望みたい。

最近、社会運動的労働運動（社会運動ユニオンイズム）といわれる新しい運動が注目されている。職場の中だけでなく、それぞれの地域社会での関連する諸団体と手を組んで、連携しながら社会的なレベルでの運動に取り組むということであり、労働運動も地域づくり・地域興しと結びつけて展開することが必要だという考え方である。

反貧困運動やさまざまなNPO団体、社会運動団体、民商や生協、中小企業家同友会などの民主団体とも、労働運動は連携することが必要である。これからは、反原発運動でも多様な運動団体と提携することになるだろう。原発をストップさせるだけでなく、グリーン・イノベーションによる「新しい産業革命」に向けた再生可能なエネルギー・ビジネスを共同の力で事業化してもらいたい。

非正規労働者や青年に対する働きかけを強めることも重要になっている。また、労働運動についてのステレオタイプ化された固定的イメージを打破し、新たな情報通信手段を活用することが大切だ。ブログやツイッター、ミクシーやフェイスブック、携帯電話、ウェブ・マガジン、ユーチューブなどを大いに活用すべきである。反原発・脱原発の集会やデモにも、ツイッターのよびかけなどで若者たちが集まってきている。

地域興しという点でも、労働組合は新たな役割を果たすべきだ。第1次産業（生産）、第2次産業（加工）、第3次産業（販売）を結合した、第6次産業という形態が注目を集めている。第3次産業としては販売だけでなくツーリズムや観光事業も加えて考えることができるが、このような地場産業の育成につながる新たな動向を労働組合も側面から支援するべきだろう。

労働組合は「仲間のいる幸せ」を感じられる場所だ。他方で、いまの日本は「無縁社会」と言わ

 **労働運動の活性化のために——
労働と生活・社会を結びつけた運動の展開**

れるほど、皆がバラバラな存在になっており、隣の家の人が死んでいても気づかないような社会になっている。

こういう世の中にあっても、仲間のことを気遣い、お互いに悩みを打ち明けたり相談したりできる人がいる。そのことだけでも幸せだと言いきらう。「無縁社会」であればこそ、労働組合は存在するだけでも価値がある。そのうえ、労働条件の向上や賃金を引き上げることで成果を上げればさらなる価値が生ずる。

労働者が集まり、話し合ったり相談し合ったりすることが少なくなっている現在、そのような場や機会は極めて大事なものである。人と人との絆、支え合うことのできるネットワークを提供できる組織としての労働組合の役割と存在価値を、今一度、見直してみる必要があるのではないだろうか。

むすび— 「アラブの春」から「日本の春」へ

世界的な規模で新たなうねりが生じている。ポスト資本主義に向けて世界史の新しい段階が始まっているのかもしれない。

冒頭で触れたように、昨年は「アラブの春」に始まり、チュニジア、エジプト、リビア、イエメン、シリアへと民衆運動が波及した。また、金融危機や信用不安、原発問題などを背景に、ギリシャ、イタリア、スペイン、イギリス、ドイツ、フランスなど、ヨーロッパ諸国でも大衆的な運動が展開され、その波はプーチンの長期政権に倦むロシアにまで及んだ。資本主義の総本山とされるアメリカでも、「ウォール街占拠（OWS）運動」や「99%運動」などと称される民衆の運動が拡大

している。

日本でも数年前から「年越し派遣村」などの反貧困運動やNPOの活動が始まっていた。これに続いて、脱原発デモへの青年の参加、TPP反対運動への農民や医師、中小業者の参加、「原発いらない福島の人たち」の経産省前座り込みなどの女性の運動のように、幅広い階層が参加する民衆運動の新たな波が生じている。

この波を拡大するためには、誤った主張や政策を批判し論破するだけでなく、正しい主張や政策に向けて説得し、納得させ、具体的な政策転換に向けて結びつけていくことが必要であり、それが可能になっている。「このままではいけない」ということは多くの労働者の共通認識となっているが、問われているのは、「では、どうするのか」ということであろう。

閉塞感を感じている。どうやったら打開できるのかについて、悩み、迷い、大阪での「橋下ブーム」のように、ときには間違った道に入り込むこともある。しかし、正しい選択肢を提起すれば、大きな世論となって運動に結びつく芽が顔を出しつつある。この可能性を現実の力に転化して「日本の春」を呼び起こすこと、そのために労働組合が積極的な役割を果たすこと——これこそが、労働運動に課せられた最大の今日的課題なのではないだろうか。

いがらし じん 1951年生れ。法政大学大原社会問題研究所所長。専門：政治学・労働問題。個人ブログ「五十嵐仁の転成仁語」<http://igajin.blog.so-net.ne.jp/> 著書：法政大学大原社会問題研究所編『社会労働大事典』（旬報社、2011年）、『18歳から考える日本の政治』（法律文化社、2010年）、『労働政策』（日本経済評論社、2008年）、『労働再規制—反転の構図を読みとく』（ちくま新書、2008年）など。